

現在日本における司法制度の諸問題について

A Study of Legal Education and Legal Issues

植村 泰三
Taizo UEMURA

Abstract

This thesis was made to reveal that the legal issues which the Japanese law systems and the law school face are very serious. For example, how to deal with the many legal issues at the university level and the issues at the institute of legal training and research are very important. At the same time, I would like to present the ways to improve these issues. The many students who do not major in law are inclined to think that studying law is very difficult, complicated and boring. Indeed this inclination seems to be true, but the techniques to teach law would surely help the students to study law efficiently. It depends on the technical ways of the teaching staff whether the students may be interested in law or not. In this sense, we university staff who teach law should improve and develop our teaching methods.

Keywords : legal education, bar examination, law school, lay judge system,
The institute of legal training and research

キーワード：法学教育、司法試験、法科大学院、裁判員制度、司法研修所

はじめに

この小論は、現在の我が国が抱える司法制度、また司法制度に至るまでの法学教育を概観したものである。また同時に法学部及び法科大学院において、更には新司法試験の発足と同時にカリキュラムの総括的変更をした司法研修所にも論及したい。すなわち司法研修所のいわゆる「二回試験」を合格し修了しても、弁護士登録さえできない修了生が毎年増えてきている。また登録をしても弁護士の仕事に就くことができず、従来の「イソ弁」にすらなれず、事務所を間借りする「ノキ弁」や携帯でのみ依頼者と交渉をする「携帯弁」すら増加しつつある。この問題については、後に詳細に論じていきたい。

法務省や文部科学省が旧司法試験を廃止し、法科大学院では50～60%の受験生を合格させ、

検察官及び裁判官の増加をさせ裁判の迅速化を図り、また弁護士数をも増加させることによって、「弁護士ゼロ地域」の解消をも図るという計画は意味のある試みであった。ところが新司法試験合格者は、2012年9月の法務省の発表では、25.1%とおよそ当初の計画を大幅に下回るものである。合格率の低い法科大学院は今後大幅に統廃合されていくであろう。この現象を受けて、法学部の受験生は年々減少する傾向があり、各大学の法学部の偏差値も数年前と比べると下がる方向に向かっている。大変危険な現象である。

またこの小論では、法学部以外の学生に対する法学教育についても考察を加えたい。およそ日本の大半の大学においては、社会科学系列の選択科目として、また教職科目の必修科目として、法学概論や憲法が設置されている。概して法律学は固苦しく、馴染みにくい学問のように思われがちであるが、授業方法を馴染やすく分かりやすい方法で施行すれば、また教育方法論に相当の工夫を加えれば、「面白い授業」・「面白い学問」になり得る。またテキストの選定を慎重にし、「法学検定試験」という段階的達成試験をも考慮し、学生が日常直面している諸問題や社会で生起している諸問題に言及しながら、法学教育の最良の方法を模索していくべきである。この拙論では、筆者が「法学概論」及び「憲法」などを、法学専攻以外の学生に教えてきた経験に基づきながら、「学生に分りやすい法学教育論」についても論及を試みた。

この拙論は学生の入学、在学中の学生生活、そして卒業後の進路という時系列的な時間軸に沿いながら論を進めていき、最後に学部卒業後の進路としての法科大学院の問題、そして現在の日本が抱える制度上の様々な司法上の諸問題へと進めていきたい。いわば人間が学業を終え、社会生活に参加するようになっていく時間的な流れと、人間そのものの成長という「意識の流れ」をも考慮しながら、慎重に論を進めていきたい。

1. テキスト選定について

あらゆる学問がそうであるように、法学の講義のためのテキストの選択は、最初の重大事項である。テキストを見ただけで、学習意欲を喪失させるような選択の仕方は、大学教員がまず避けなければならない基礎事項である。すなわち、厚すぎたりまた内容が詳細に過ぎるテキストは、入門期の学生の学習意欲を喪失させてしまう。また薄すぎて、内容が余りに簡潔すぎるテキストは、言語を最大公約数的に選び過ぎ、また説明が短かすぎるため、却って学習者に分りにくいものとなってしまう。高等学校で使用されている「政治経済」の教科書が、余りにも簡潔すぎて却って分り辛く、受験生は定評のある参考書を基本書として取り組まなければならない高等学校の教育実態を考えれば、自明の理であろう。なるほど山川出版の『政治経済』は世界史や日本史の教科書と共に、右に出るものはないであろう。しかし説明が文部科学省の指定する範囲内での用語説明を遵守しなければならないため、分かりにくい点が多い。用語制限のない厚めの参考書を読んでからはじめて、「なるほどそういうことなのか」と納得がいくことが多いのである。

さて法学のテキストとしては、以下の条件を満たしているものがふさわしく考えられる。

①学説の詳細に触れず、実定法の論旨を分りやすく説明していること。②重要判例を掲載していること。③最高法規である憲法と他の実定法、すなわち民法、刑法、及び商法との関連性の説明が十分なされていること。④最近の具体的事件・事象に言及していること。⑤執筆者が、複数で構成されていること。⑥実体法を中心軸に据えて、手続法すなわち民事訴訟法や刑事訴訟法には軽く言及していることなどである。

担当者がベストと考え、また学生にとって入門基本書として馴染みやすいテキストを最初の段階で選定することが、学生が法学に対して興味を抱くことができるかどうかのポイントとなっている⁽¹⁾。優れた基本書との出会いはまさに「一期一会」であり、学生が深遠な問題意識を抱き、最終的には法曹界に入った法曹人は、相当数存在している。

かつてはコンパクトな入門書は数少なく、憲法であれば佐藤功や芦部信喜によって書かれた基本書、民法であれば我妻栄、また刑法であれば団藤重光によるそれと相場が決まっており、学生は最初からこれらの書物に取り組むように強いられていたように思われる。何故ならば、これらの人々は司法試験の試験委員であるため、直接学生が本流に乗れたためであろう。しかしこれらの書籍は極めて難解であり、最低でも5回読み込まなければ、到底理解できる代物ではなかった。

しかし近年では、有斐閣の「アルマ・シリーズ」や伊藤真によるシリーズ書が出版され、法学科目の担当の教員には大いに貢献してくれている。例えば伊藤真の日本評論社から出版されている「法律入門シリーズ」は、『法学入門』、『憲法入門』、『行政法入門』、『刑法入門』、『民法入門』、『商法入門』、『刑事訴訟法入門』そして『民事訴訟法入門』の一連のシリーズは、実に分かりやすい明解な解説で、入門書としては最適である。これは伊藤真が「伊藤塾」という司法試験予備校の塾長であり、また司法試験指導のカリスマ的存在であることにも起因している。伊藤真自身は、東京大学法学部在学中に司法試験に合格し、司法研修所を修了し弁護士登録はしたものの、法曹としての活動はせず予備校講師として活躍してきたし、また現在もしている。彼のこのような行動には、法曹界からの批判も多いようであるが、これもまた法律学を学ぶ学徒にとっては、一つの「道標」であるとも考えられる。伊藤真自身は自らの著書で、以下のように述べている。

こういう仕事をしていると、「出る杭は打たれる」で、いろいろなことを言われてきたんです。特に、昔は今よりも受験指導への風当たりが強く、「本来の教育の場は学校であり、塾や予備校は裏の世界」というニュアンスで捉われていたところがありましたから、大学時代の同窓会、法律家同士の同窓会の同期の所に行っても、「おまえ、いつまで塾の先生やっているの？ さっさと足を洗えよ」と言われたものです。

私が受験指導に携わるようになったのは、司法試験に合格した直後からなのですが、まだ法律学は大学教授が教えるものだという風潮があり、「実務家になっていない、ただ合格だけした人間が偉そうに」と散々批評されてきました。「日本の法曹界をダメにしたのは伊

藤真だ」という趣旨のことも言われましたね。・・・30代半ばにさしかかって、検察や裁判所に行った連中はどんどん出世し、学者になった連中は助教授、教授になっているわけです。一方、私は「予備校の先生」と見られている。別にいいやと思いつつも、正直フラフラしていました⁽²⁾。

大学の教員の中には自分の著書を学生に買わせて、最高裁の判例や学会の通説となっている学説とはかなり異なる自説の見解を展開しているテキストを使用している先生方のやり方は、如何なものかと考える。隣接分野の政治学であるならば、最高裁判所の判例などはあまり関連して来ないので、当該大学教員が好きにやれば済むことであろう。筆者自身、国際政治学や国際関係論の講義をする際には、自説を中心に展開している。しかし、法律学の講義では、あくまでも最高裁の判例及び学会の通説を踏襲しながら、慎重に授業を進めている。またテキストの選定は、前述の「有斐閣アルマ・シリーズ」を使用している。

法律学という学問は、司法試験という最大の評価基準である国家試験が存在しており、また次に国家公務員試験や地方公務員試験、そして資格試験である司法書士、不動産鑑定士、また宅地建物取引主任に至るまで、パラリーガルを生み出す試験が後に控えている。このような意味で、法律学は様々な試験を受験する学生のために、細心かつ最大の配慮をしなければならない学問である。このような意識と自覚は、テキスト選定の際の指標となるであろう。

伊藤真への批判の基底には、大学生が各種試験を突破するために大学の授業にはあまり出席せずに、予備校の方に力点を置いてしまっている「ダブル・スクール」現象が存在している。しかし自由市場原理の原則から考えれば、余分な授業料を払ってでも予備校に大学生が通学するのは、大学の法律学授業が各種試験を突破するためには不十分であるという事実がある。大学で法律学を教える教員は、この事実を真摯に受け止めなければならない。

2. 法学教育のカリキュラムについて

法学教育には、二つの領域からのアプローチが存在しているように思われる。すなわち、システム論に力点を置いたアプローチと人権論に力点を置いたアプローチである。例えば憲法学の講義の際に、第4章、第5章、第6章の国会、内閣、司法及び第7章の財政、第8章の地方自治などの統治機構論に力点を置きながら進めていく憲法学の領域と、第3章の国民の権利及び義務に力点を置きながら進めていく憲法学の領域が存在している。

現在では大半の大学においては、「憲法Ⅰ」が人権の講義部分、「憲法Ⅱ」が統治機構の講義部分と分かれており、憲法Ⅰを履修してから憲法Ⅱに進むという、「2年間憲法教育方法」が採用されている大学が多いようである。我々の時代は憲法を一年間で、無理やり終わらせていたことがあった。憲法を1年で終わらせることなど到底不可能であり、最近の法学部のカリキュラムは上手く改善されたとつくづく考える。

なるほど冷静に考えてみれば、憲法Ⅱを履修した後に行政法を履修させないと、そうでなく

とも無味乾燥で分かりにくい行政法など、到底学生には理解しづらいはずである。新司法試験では、行政法が新たに必須科目として加わってきたが、行政法の深い理解には憲法の組織的理解が不可欠である。

ただし、一般教育科目の社会科学系列として開講されている憲法や、教職課程科目として開講されている憲法を教える際には、講義内容は1年で終わらせなくてはならないので、偏りなく30回をこなさなければならない。すなわち第1章の天皇から、第11章の補則まで、偏ることなく広く満遍に、憲法の講義をしなくてはならない。

また「法学入門」や「法学概論」を担当の教員が、六法すなわち憲法、刑法、民法、商法、民事訴訟法、及び刑事訴訟法を万遍なく講義することは、ほとんど不可能に近い。この場合には、もし当該学部「憲法」が別に開講されていれば、憲法の講義部分はそちらに任せ、刑法や民法を中心に進めるのが望ましいかもしれない。商法は民法の特別法であり、一般学生には馴染みが無いため、また民事訴訟法や刑事訴訟法などの手続法は極めて複雑であり、法学部においても刑法や民法を履修した後に受講しなければ、理解できないからである。

法学教育に携わる教員は、学生の利益と講義目的を中心に、講義を進めていくべきである。法学の講義は、六法全書に記載されている難解な条文内容を、わかりやすく解説することに力点を置くべきである。そのために、先に述べた入門書が存在しているのである。換言すれば誰が講義をしても、内容にあまりにも違いがあってはならない。政治学のように、担当教員の専門や嗜好によって、内容が大きく変えられるようではいけないのである。「政治学は社会科学の虚学である」としばしば揶揄されることがあるが、なるほど然りである。公正で偏りが無い、薄く広くではあるが最大公約数的な内容の法学教育は、法学部以外の学生を対象とする際には、不可欠な要素なのである。

もう一つ法学教育に携わる大学教員が留意すべきことは、最近の新生は高校時代に、「政治経済」や「現代社会」を必ずしも十分に学習していないことである。これらの科目は、法学の理解の基礎中の基礎に当たる核であるが、「ゆとり教育」の影響もあって、驚くほど新生の理解度は低いものがある。医学・歯学・看護・保健医療系の学部においては、物理、化学及び生物の理解が不十分な学生に対しては、「補習授業」を行っている大学も多い。特に物理学の大学の講義についていけない学生は多く、各大学とも工夫を凝らしている。

ところが「政治経済」や「現代社会」に対する学生の不十分な理解度は、上述の自然科学系学部ほど目に見える深刻な結果をもたらさないため、つい見過ごされがちである。筆者自身の経験からすれば、高校の「政治経済」の参考書などからコピーをして、学生に配布しなければならないケースも多くある。我々大学教員は、研究者であると同時に良き教員でなければならない。

3. 裁判員制度と法学教育について

裁判員制度が始まって、約3年が経過した。賛否両論はいまだに相当あるものの、それなり

に機能しているように思われる。この裁判員制度 (lay judge system) の発足は、法学を教える教員にとっては話のきっかけになるし、また法学を学ぶ学生にとっては、一定の動機づけになっている。学生自身も近い将来、自分がいつ裁判員に選出されてもおかしくない立場であるため、このトピックを授業で出すと必ず真剣に聞いてくれる。裁判員制度が法学教育の現場に役に立っていることは、以下のような問題点に集約できるであろう。

第一は、陪審員制度 (jury system) との違いの認識である。陪審員制度に関しては、『12人の怒れる男 (*Twelve Angry men*)』などのアメリカ映画を通して、知っている学生も多く見受けられる。12人の一般市民から選ばれた陪審員が全員一致で、有罪か無罪かだけを決定し、量刑に関しては職業裁判官が決定する。他方、日本の裁判員制度は、職業裁判官が3人そして国民から選ばれた裁判員6人の合計9人で、有罪か無罪のみならず、量刑に関しても決定していく。また刑事事件のみを扱い、民事事件は扱わない。この違いを知ることによって、学生の法律に対する問題意識は高まっている。

第二は、裁判員制度では量刑に関しても踏み込まなければならないため、過去の判例に関して学ばなければならないことである。判例研究は実際に起こった事件の判例を検討するため、より具体的であり、また実際の事件を通して、法学的思考を付与することができる。帰納法思考と演繹法思考を、同時に教えることが可能である。

また裁判員制度の導入によって、従来の職業裁判官だけで運用されていた「精密司法」から、6人の裁判員と3人の職業裁判官の両者によって運用される「核心司法」への変化の流れが生じてきた。「精密司法」とは、書面審理主義に立脚して、文書その他の証拠書類・証拠品を職業裁判官が綿密・精密に検討して、量刑をも検討していく主義である。一方「核心司法」とは、当該事件の問題の本質により焦点を当て、事件そのものの理解に立って、量刑をも検討していく主義である。

第三は、裁判員制度が導入されることによって、刑事事件の過去の判例にとらわれない、量刑変化をもたらす可能性を生み出しうることである。この可能性自体が、法学的思考教育に寄与するのである。実際に女性に対する暴行事件における量刑は、従来の職業裁判官のみによって出された判決よりも、はるかに重くなっている。

ところで、議院内閣制を採用している日本の政治システムでは、立法は直接選挙によって実現されているし、行政は選挙による政権交代があり、学生にも分かりやすいであろう。ただ司法への直接参加は、選挙における最高裁判所の裁判官の再選の是非についてだけであるので、極めて限られたものであった。学生からも、「選挙時に行われる最高裁判所裁判官の国民審査は、果たして意味があるのですか？」と聞かれることがしばしばあるが、その通りである。この制度は確実に形骸化している。しかし最近では、「検察審査会」が行われることが多くなってきたので、司法に対する国民の関心度は少し上がっているのかもしれない。

裁判員制度の有効性は、現時点ではまだ判断できない段階である。ただし国民の司法への直接参加という点では、間違いなく寄与している。そして、法学専攻の学生の問題意識の喚起に

は、確実に役立っているように思われる。

4. 法科大学院における法学教育について

法科大学院においては構成教員の中に、裁判官、検察官、及び弁護士という実務家教員を含むことを義務づけている。具体的には、実務経験5年以上の実務教員が2割以上必要とされている⁽³⁾。研究者型大学院コース（従来の法学研究科）で養成されてきた研究者教員は、実務を経験していないため、法律実務に疎いし、それゆえ現場感覚が身につけていない。憲法、基礎法、また法思想部門は研究者教員でも十分に役割を果たすことができるが、民法や刑法の一部の科目また民事訴訟法や刑事訴訟法などの手続法の講義は、実務家教員でなければ、講義内容は陳腐なものになってしまうし、また迫力にも欠ける。筆者自身の体験からも、言い得る事実である。学部時代に刑事訴訟法を担当された教員は、東京地方検察庁の現職検察官であったが、講義内容は圧巻であり、土曜日の午後という開講時間にも拘わらず、教室は満杯であったことを記憶している。「秋霜烈日（秋の冷たい霜と夏の激しい日光の意から、心構え・態度・刑罰などがおごそかで、非常に厳しいことを意味する）」が、検察官のバッジにデザインされていることも納得できる。

さて、現在の法科大学院を修了し、新司法試験に合格し、また司法研修所の所定の課程を終え、いわゆる「2回試験」⁽⁴⁾に合格した司法修習生の約1割以上が、就職難の現実直面している。裁判官や検察官は国家公務員として任官するため、枠も限られており、また司法研修所での成績が上位に入っていないと、任官は困難である。また弁護士に関しては、大手法律事務所は成績上位者でしかも司法試験合格が一浪以内の人材を求めているようである。現在、弁護士約2万5千人のうちほぼ6割近くが、一人で事務所を運営しているいわゆる「1人マチ弁」⁽⁵⁾である。今年度の新司法試験合格率は25.1%であり、旧司法試験の2～3%の合格率の10倍近くになったため、司法研修所の修了者も比例して増加し、その結果就職難の状況を引き起こしている。特に弁護士は就職難の時代に入り、またマチ弁の事務所経営は、大変になっている。法科大学院への就職希望の弁護士は、特に最近増加している。この傾向は今後ますます顕著になるであろうし、その波は大学学部で講義を持つことを希望する弁護士が増えることに繋がってくるであろう。

大学の法学教育に現役弁護士が参入する時代は現実化しているが、このことはある意味で望ましことであろう。法学教育の質の担保は十分考慮しながら、実務家教員による教育の重要性も考えなければならない時代となっているのである。

5. 法学部及び法科大学院の現在と今後について

今年度の新司法試験の合格率は先に述べたように、25.1%であった。昨年を1.6ポイント上げた数字となった。また合格者は21歳から63歳で、平均年齢は28.54歳という結果であった。法科大学院修了生2044人の合格率は、法学部出身者向けの「既習コース」が36.2%だったのに対

し、「未習者コース」は17.2%であった。法学部以外の分野から多様な人材を受け入れるという当初の理念は、必ずしも達成されていない。

これらの数字から起きている結果は、①大学法学部の志望者の減少、②法科大学院の志望者の減少、③司法試験合格後の就職難、④司法研修所での研修内容の変化、⑤法科大学院の廃止と統合現象などである。法科大学院全74校のうち、合格率が平均を上回ったのが14校、また反対に合格率が10%に満たない法科大学院が20校にも及んでいる。文部科学省はこの結果を踏まえて、4つの法科大学院に対して補助金の削減を決定している。

さて、毎年合格率一位の座をキープしている一橋大学法科大学院について考えてみたい。今年度の合格率は57.04%であって、受験者135名であり合格者が77人であった。合格者は二桁であり、京都大学、慶応義塾大学、東京大学、中央大学、及び早稲田大学の法科大学院合格者は三桁であるが、打率の視点から考えるとダントツである⁽⁶⁾。その秘密を探るべく、一橋大学法科大学院の入学案内を見ると、大学院合格者の年齢分布に特色がある。すなわち20代は85人、30代は1人、40代は1人、そして50代以上は0人である。平均年齢は、23.2%と驚くほど若いのである。若くて柔軟性のある学生を集中的に合格させ、いわゆる「人生のやり直し組」は余程のことがなければ、合格はさせないという指針が感じられる。これは前身の東京商科大学以来のプラグマティズムとも言うべき、「大学の遺伝子」とさえ言えるのかもしれない。この方針が良いか悪いかは議論できないが、筑波大学法科大学院のように、現在仕事に従事している社会人のみしか入学資格がないという方針とは正反対に位置している。

「ハイブリッド型の学生」や「社会人学生」に視座を据えたと、どうしても合格率は落ちてしまうのが現実である。ただ「人生のやり直し組」に門戸を開けておくことは、やはり重要である。フジテレビのアナウンサーを辞め、30歳代で夜間型法科大学院に入学し、2回目の挑戦で司法試験に合格した菊間千之の合格体験記は、なかなか読みごたえのある一冊である⁽⁷⁾。

今後10年以内に現在ある法科大学院のうち、少なくとも2割は淘汰されると考えられる。この余波を受けて、合格率の高い法科大学院を有する法学部の偏差値は上がり、その逆もしかりであろう。「イン・ハウス・ローヤー」の理念や「社会人学生」の理念の再考も、現在真剣に取り組まなければならない課題の一つであろう。

終わりに

実用英語検定試験、通称英検はおそらく大学生であれば誰でも知っているであろう。英語の学力を客観的に測定する検定試験として、TOEICと共に広く認知され、また信用度も高い。では法学検定試験は存在するのであるかと言うと、答えは“YES”である。民間の法学検定委員会によるものであるが、4級、3級、2級、そして法学既習者試験の4段階に分かれて実施されている。法曹界に入るための国家試験である司法試験は、余りにもハードルが高すぎ、法学専攻以外の学生が合格することは、大変困難である。法学専攻以外の学生で法学に興味のある学生が、自己の法学習得レベルを知るためには、法学検定試験は一つの動機づけになるか

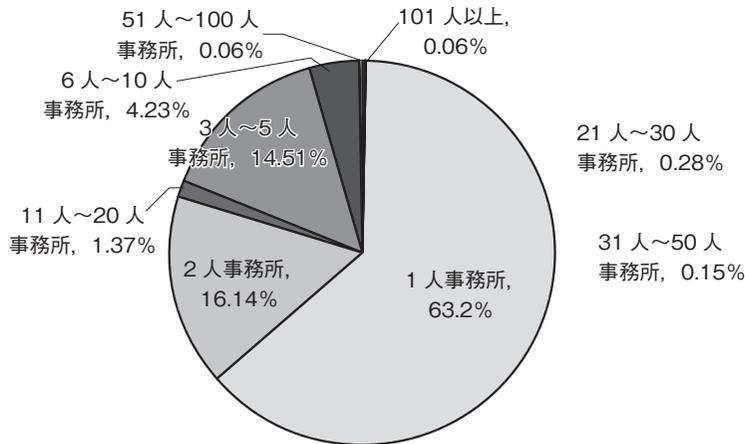
もしれない。

「法律は知っていて、決して損にはならない知識です」と筆者はよく学生に述べることもあるが、法学専攻以外の学生が少しでも法律に興味を抱き、リーガル・マインドを身につけてくれればと願っている。

【註】

- (1) 最近のいわゆる売れ筋で推薦できるのは、総じて言えば有斐閣アルマ・シリーズである。入門書として使いやすく、レベルも一定に保たれている。
- (2) 伊藤真 『“司法試験流”知的生産術』 日本放送協会・NHK出版社 2011年 pp.88-89
- (3) 村上政博 『法科大学院』 中公新書 2003年 p.125
- (4) 司法試験を通称「1回試験」と言い、司法研修所修了試験を「2回試験」と言う。
- (5) 川島清嘉 『市民生活と裁判』 放送大学教育振興会 2012年 p.238

街角でビルの一室を借り、1人もしくは2～3人で事務所を運営し、離婚問題、交通事故また自己破産まで広い案件を扱う弁護士を指す。また裏の意味では、「仕事を待つ」からであるとも言われている。大手法律事務所に勤務する弁護士が、傲慢な気持から発言することもある。以下の円グラフは、現在の日本の法律事務所の弁護士在職別に規模を示したものである。弁護士一人で事務所を運営している「一人弁護士事務所」が60%近くを占めていることが分かるし、また同時にいわゆる「大手法律事務所」は、ほんの数パーセンしか存在していないことが分かってくる。



(6) 『朝日新聞』 9月17日 朝刊

順位	大学院名	受験者数	合格者数	合格率
1	一橋	135	77	57.04
2	京都	280	152	54.29
3	慶応義塾	347	186	53.06
4	東京	379	194	51.19
5	神戸	131	60	45.80
6	大阪	177	74	41.81
7	中央	489	202	41.31
8	首都大学東京	101	40	39.60
9	愛知	37	14	37.84
10	北海道	159	54	39.96
11	早稲田	472	155	32.84
12	名古屋	135	44	32.59
13	千葉	66	21	31.82
14	九州	202	53	26.24
15	近畿	37	9	24.32
16	東北	173	38	21.97
17	広島	91	19	20.88
18	上智	183	38	20.77
19	明治	401	82	20.45
20	中京	41	8	19.54

再度確認しておきたいが、上記の表は「合格率＝打率」で出しているの、最初から受験生を絞り込んでいて、見込みのある受験生のみを受けさせている法科大学院もある。反対に個人の自由意思に全面的に依拠している、いわば「レッセフェールの方針」を貫徹している法科大学院も存在しているため、完全に大学院の質を正確に把握できている訳ではない。

私立医学部の下位校が、合格の見込みのない学生の受験をセーブしている方針と、同様の趣旨である。

(7) 菊間千及 『私が弁護士になるまで』 文藝春秋社 2012年

【参考文献】

- (1) 伊藤真 『日本一わかりやすい憲法』 中経出版 2009年
- (2) 犬伏由子他 『法の世界へ』 有斐閣 2006年
- (3) 副田敬重他 『ライフステージと法』 有斐閣 2004年
- (4) 渡辺洋三 『法というものの考え方』 日本評論社 1989年

(平成24年11月9日受理)